

# ストップ!ザ ハッ場ダム

ニュース 群馬(5)

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

代表 斎田朋雄 事務局長 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

## 裁判傍聴のお願い

第6回口頭弁論は2月10日(金)午後1時30分より前橋地方裁判所大法廷で開催されます。家族知人友人に傍聴を呼びかけて応援に駆けつけてください。口頭弁論終了後、弁護士会館にて報告会ならびに勉強会を開催します。次回は5月12日(金)1時30分からです。一人でも多くの人に呼びかけて傍聴席をいっぱいにしましょう。群馬の活動が低迷気味なので、元気に頑張れるよう、ご協力ください。

### 第5回 裁判の目ーハッ場ダムだけで終わらない問題ー

ぐんま市民法律事務所 弁護士 福田寿男

『今後、我が国は利根川水系に関しどのような河川整備を行うか』この“国家百年の計”に関する検討がほんの数日(=数時間)で終わってしまったら…。そんな信じられない状態が進行しています。国土交通省が所管する「社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会」という所で、です。

ハッ場ダムを含むダム計画ができるまでには、本来、まず国が①「河川整備基本方針」(=河川整備の長期的な目標を定めるもの。ダム名は記載しない。)を策定し、次に②「河川整備計画」(=今後20~30年間に於ける河川整備の事業計画を定めるもの。ダム名を記載する。)を策定してはじめて、治水面でのダム計画の位置付けができ上がります。

しかしながら、利根川水系においては、上記の河川整備計画はもちろんのこと、河川整備基本方針さえも策定されておらず、厳密に言えばハッ場ダム事業は法律の趣旨を逸脱した状態で進められているのです。そこで、国交省は平成17年10月から上記小委員会において専門家を交えて猛スピードで河川整備基本方針の審議を行っておりますが、これまで1~2時間の会議が4、5回持たれただけ。内容的にも実質的な議論は全くなされていません。

日本の河川行政はどうなってしまうのでしょうか。国民主権の主人公として、我々は監視の目をゆるめてはいけません。

以上

## 総会のお知らせ

下記の要領で総会を開催いたします。記録映画「日独裁判官物語」を上映します。皆さんお誘い合わせの上、多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

期日 3月5日(日) 午後1時30分から4時30分

会場 群馬県庁昭和庁舎2階21会議室



日本とドイツー戦争、敗戦、焦土からの復興、国際社会における役割、真面目な国民性。似ているといわれる両国ですが、戦後処理、環境汚染への対応では「ドイツにできたことが、なぜ日本にできないのか」と、言われてきました。そしていま、「司法のあり方」にもその言葉が向けられたのです。この記録映画『日独裁判官物語』は、日本とドイツの裁判官の日常を比較することによって、現在の日本の司法の問題点ー裁判官の市民的権利の問題、司法の行政・立法からの独立などを的確に浮かび上がらせようとしています。ナチスの非道に司法が荷担したとの反省に立って、じつに率直に自分の言葉で考えを述べるドイツの裁判官。一方日本の裁判官の口からは、過酷な日々の仕事のこと以外、なかなか本音が聞こえてきません。

なぜ日本の裁判官は率直に自分の意見をあらわにできないのでしょうか。裁判というものの考え方は違っているのでしょうか。違っているならいつからどんな経緯で違って来たのでしょうか。そんな疑問をたずさえて、カメラはさらに踏み込んでゆきます。

監督/製作/脚本： 片桐直樹

撮影： 山本駿

音楽： 三木稔

ナレーター： 山本圭

## (会 員 募 集 中)

サポーター会員を募集しています。ご協力ください。

こんなに問題の多いダムを、美しい吾妻渓谷につくらせるわけにはいきません。私たちは本体工事を差し止めるために住民訴訟をおこしました。正確には八ツ場ダム負担金差し止め・損害賠償請求訴訟です。裁判は長くかかりそうです。皆様のご支援なくしては続けられません。多くの住民市民の皆さんにお声をかけて、ひとりでも多く、サポーターの増強にご協力ください。

会 費 1口 1000円 (何口でも)

振 込 先 郵便振替口座 00150-2-356373

加入者名 鈴木 庸

連絡・問い合わせ先 〒371-0801 前橋市文京町1-15-10

事務局 鈴木 庸

TEL 027-224-8567 FAX 027-224-6624

メールアドレス yo3@jcom.home.ne.jp

### ダム問題

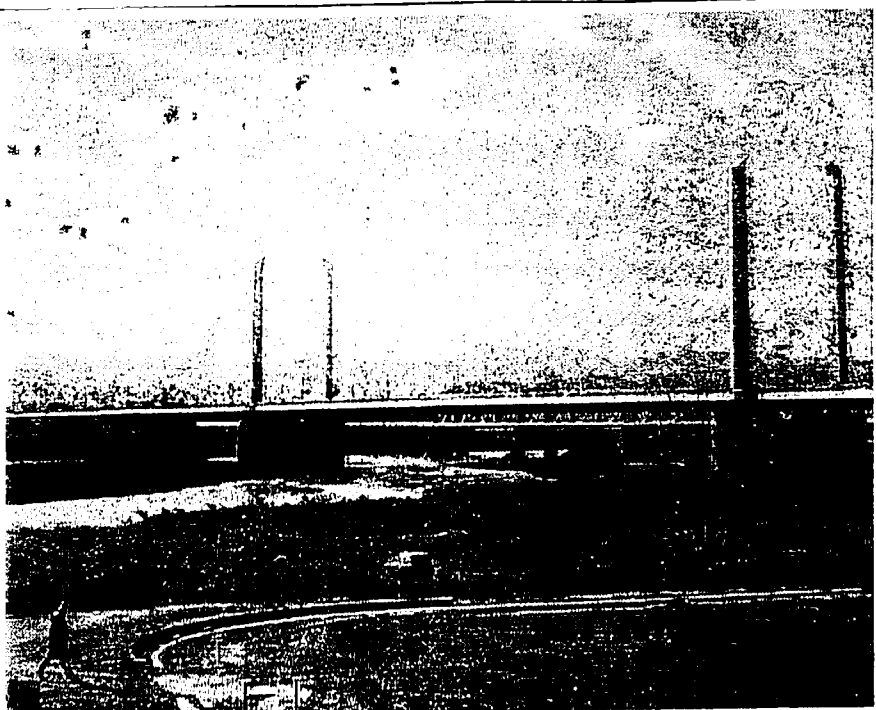
# 「基本高水」高まる関心

## 月刊誌で論争、国でも議論

関東1都5県で八ッ場ダム建設への負担金支出を違法とする住民訴訟が起きるなど、利根川水系のダム問題が注目されるなか、治水のキーワードである「基本高水」へ関心が高まっている。総合誌『世界』では1年にわたる論争がつづき、河川計画を審議する国交省の小委員会でも議論が重ねられている。

### 利根川 伊勢崎が最重要地点

基本高水とは、洪水時の最重要地点だ。利根川の流量を表す専門用語。6都県にまたがり国内最大の流域面積をもつ利根川では、伊勢崎市八斗島が、基本高水を見る最重要地点だ。岩波書店の月刊誌『世界』で、04年10月号に大熊孝・新潟大教授の論文「脱ダムを阻む『基本高水』——さまよひ続ける福岡教授も12月号で再反



利根川の「基本高水」をみる基準地点としてもっとも重要な八斗島地点＝伊勢崎市八斗島町で

論するなど、1年越しの論争になっている。

最大の争点が、八斗島の基本高水だ。現在の治水計画では、200年に1度の洪水ピーク流量を毎秒2万2千トンを設定。このうち6千トンをダム群で調節する計画だが、いまあるダムでは1千トンの能力しかない。

大熊教授は、根拠のあまい基本高水の過大さがダムを中止できない障害であると主張。過大な設定が日本をダムだらけにしたと批判する。

これに対し、福岡教授は「日本の河川が目指す治水安全度は決して高く

基本高水 洪水時に河川を流れる1秒間の水量。治水計画では「基本高水のピーク流量」が重視され、この値が大きいほど多くのダムが必要になるため、数値の妥当性がしばしば議論になる。

河川用語としての読み方は「きほんこうすい」だが、「降水」「洪水」との混同をさけるため、多くの専門家は「きほんたかみず」と読む。算出には、洪水の発生確率や降雨の時間・空間分布などさまざまなデータが用いられるほか、流出解析の算出式がいくつもあり、用いる係数にも選択や判断が入ることから、計算結果への異論が多い。

ない」と主張。利根川の基本高水は1947年に大災害をもたらしたカスリーン台風がベースだと反論する。

一般誌で展開されたこの論争は、基本高水に対する関心を高めた。

利根川の治水計画を審議する国交省の小委員会に対し、関東弁護士会連合会は「八斗島地点の基本高水流量は過大だ」とする意見書を提出。過去半世紀に流量が1万トンを超えた例はないと批判する。八ッ場ダム訴訟の原告らも「合理的な算出を」と求めた。

ダム見直しを訴えている水源開発問題全国連絡会の嶋津暉之共同代表らは「過大な基本高水を設定し、いつまでも完了しないダム計画に税金を投入するのは行政の無責任だ」という。

小委員会では批判を意識し、近藤徹委員長が流域6都県に意見を求めたところ、「水系全体のバランスのなかで妥当」（東京）など、全知事が支持した。

委員の池淵周一・京都大教授は、基本高水について「降雨データの扱いによっては、2万2千トより大きい可能性もある」という。

国交省の渡辺和足・河川局長は「実現できないままの計画をいつまでも抱えてはられない。整備計画に移す」としている。（伊藤隆太郎）

# ハツ場ダム住民訴訟

## 1都5県 FAXニュース

第9号(06年1月1日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

謹賀新年 今年もハツ場ダム住民訴訟へのご支援よろしくお願いたします。

【千葉の会】11月8日第4回裁判は事前協議でHP掲載等の話の後、ほぼ満席の中、被告側弁護士の要旨説明から始まった。国の事業なので本来争うことはできないのに住民訴訟の名を借りてやるのはおかしい。政策の当否は事務監査請求でやるべき。財務会計上の義務違反はない等々。本論に入ることを拒む姿勢で、論理的でないと感じた。次回2月17日裁判では治水上不必要であると原告はパワーポイントで陳述する予定。(中村記)

【栃木の会】対県知事訴訟第5回では、原告側が対象となる財務会計行為の違法性について述べた。今後はダム毎に順次、違法性を立証していく。まず次回3月9日(木)10時には、ハツ場ダムの違法性を具体的に補充する書面を出す予定。対宇都宮市長訴訟では、水余りなのに政策の見直しをまともにせず利水事業に参加していることを指摘し、複雑な財務会計の流れを主張して欲しいと求めた。次回は3月1日(水)10時。(葛谷)

【埼玉の会】11月30日、原告の河登氏が、かつて観光名所だった三波石峡を台無しにした下久保ダムを「悲しい実験」と断じ、同様のことを繰り返すハツ場ダムは不要であると陳述した。被告側から提出された利水問題に関する準備書面に対し南雲弁護士が、農業用水転用水利権の法的根拠を明らかにし、非かんがい期の水利権の内容及び暫定水利権の定義について釈明を求め、本題に踏み込んだ。次回は1月25日午前11時半。(藤永)

【東京の会】12月12日(月)は弁論準備。原告・被告13人ずつが狭い会議室に入ってディスカッション。裁判所から『財務会計行為と原因行為についての双方の主張を整理した表』が提出される。裁判長からは被告に、「納付通知が著しく間違っていれば、争点になるのでは？」という突っ込みがあり、被告は返答に詰まっておろおろ。原告からも「早く訴状の認否を行え！」と追及する。次回2月16日(木)も弁論準備だが、ここは一気に攻めたい。(田巻)

【茨城の会】12月13日(火)第5回裁判。今回は被告側の裁判棄却要求に対する原告側の反論。先ず原告神原晴美氏が立ち「私たちは司法に望みを託している。この国の民主主義を信じたい」と陳述。次いで谷萩弁護士が被告の主張に逐条的に反論。「次回は治水準備書面を提出する」と結んだ。それを受け裁判長は「次回は治水ですね」と語り、本論に入ることを示唆した。言葉の力を実感した裁判だった。2月28日(火)11時30分茨城は本論に入る。(神原)

【群馬の会】第5回裁判が12月16日に行われ、原告12名出席、今回は原告側から準備書面(2X3)を提出、県企業管理者がダム使用権設定申請を取り下げない行為は財産の管理を怠る事実であること、ハツ場ダムに関する県の公金支出は違法な財務会計行為であり本訴訟は適法な住民訴訟であることを主張、今後、ダムの不要性・有害性について主張立証を補充することになり、次回2月10日13:30~の第6回で本論に入る予定。(真下)

【群馬県長野原町の今】年末に内示された財務省原案でハツ場ダム事業06年度予算額は356億8900万円。ダム予定地では、国交省が造成中の代替地の購入希望者が少なく、造成計画は大幅縮小の見込み。発破作業で生態系の頂点に立つクマタカは姿を消したが、地質上の問題で道路、鉄道等の周辺工事は難航し、本体着工のメドは立っていない。予算消化、工事進捗状況から見て2010年度完成は難しく、近い将来、工期延長は必至の情勢。(ハツ場ダムを考える会)